

五師会による災害時の医療救護活動に関する協定書

公益社団法人群馬県医師会(以下「医師会」という。)、公益社団法人群馬県歯科医師会(以下「歯科医師会」という。)、一般社団法人群馬県薬剤師会(以下「薬剤師会」という。)、公益社団法人群馬県看護協会(以下「看護協会」という。)及び公益社団法人群馬県柔道整復師会(以下「柔道整復師会」という。)をもって五師会という。

五師会は災害時の医療救護活動について、次のとおり協定する。

(目 的)

第1条 この協定は、災害対策基本法(以下「法」という。)及び群馬県地域防災計画(以下「防災計画」という。)に基づくほか、五師会が行う災害時の医療救護活動の連携協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(医療救護班の編成)

第2条 医師会は、法及び防災計画に基づくほか、大地震や風水害等の災害が発生した場合には、歯科医師会、薬剤師会、看護協会及び柔道整復師会と協議のうえ、医療救護班を編成するものとする。

2 前項の規定に基づき編成される医療救護班は、原則として医師、歯科医師、薬剤師、看護師、柔道整復師、業務調整員等で構成し、医師会は要員の派遣を歯科医師会、薬剤師会、看護協会及び柔道整復師会に対して要請するものとし、歯科医師会及び薬剤師会、看護協会、柔道整復師会は直ちに派遣協力するものとする。

(医療救護班の派遣)

第3条 医師会は、災害発生時、医療救護活動が必要と認めた場合には、前条で編成した医療救護班を派遣するものとする。

(医療救護班の業務)

第4条 五師会が派遣する医療救護班は、群馬県又は県内市町村が設置する救護所等において、医療救護活動を行うことを原則とする。ただし、他都道府県で発生した災害時において、医療救護班の派遣要請があった場合等には出来る限りこれに協力するものとする。

2 五師会が派遣する医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1)被災者の症状判別
- (2)傷病者に対する応急処置及び医療
- (3)傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送の順位の決定
- (4)被災者の死亡の確認(必要がある場合には死体の検案)
- (5)要援護者、要支援者への医療の提供及び健康管理、健康支援
- (6)医薬品等の安定供給の確保
- (7)救護所等における公衆衛生対策、感染症対策、日常診療の支援、精神衛生対策等こころのケア・支援

(医療救護班に対する指揮等)

第 5 条 五師会が派遣する医療救護班における医療救護活動に関する指揮は、災害医療コーディネーター（災害医療サブコーディネーターおよび地域災害医療コーディネーターを含む）が中心となり行うものとする。また五師会は協力のうえ連絡調整を行うものとする。

(医療救護班の輸送)

第 6 条 医師会は、救護所等における医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について、群馬県及び関係団体と連携して必要な措置をとるものとする。

(医薬品等の供給)

第 7 条 五師会が派遣する医療救護班が使用する医薬品等については、医療救護班の要員として派遣された者が携行するもののほか、医師会が中心となり供給について必要な措置をとるものとする。

(訓 練)

第 8 条 五師会は、災害に備えて合同訓練を行うものとする。

(費用弁償等)

第 9 条 群馬県の要請により五師会が派遣した医療救護班が医療救護活動に従事した場合において必要な次の費用は、群馬県と公益社団法人 群馬県医師会が締結している「災害時の医療救護活動についての協定」第 11 条に基づき群馬県へ求償する。なお、緊急やむを得ない事情により、群馬県からの要請によらず医療救護班を派遣し、事後に群馬県の承認を得た場合も同様とする。

- (1) 医療救護班の編成及び派遣に必要な費用
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の経費

(3) 医療救護班員が医療活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助金

(細 則)

第 10 条 この協定を実施するために必要な事項については、五師会で別に協議して定める。

(疑義の解決)

第 11 条 この協定に定めのない事項、又は、この協定に関し疑義が生じた事項については、五師会で協議して定める。

(有効期間)

第 12 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 1 ヶ月前までに、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会及び柔道整復師会から何らかの申し出がないときは、有効期間満了の日の翌日からさらに 1 年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書 5 通を作成し、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会及び柔道整復師会がそれぞれ記名押印の上、各 1 通保有する。